

市川市役所第1庁舎観葉植物賃貸借仕様書

1. 件 名 市川市役所第1庁舎観葉植物賃貸借
2. 賃貸借期間 令和7年6月1日～令和8年3月31日
3. 納入期限 令和7年6月1日
4. 担当部署 市川市管財部管財課
5. 賃貸借物件 観葉植物及び鉢カバー
 - Sサイズ（20 cm～ 50 cm）：3 4 鉢（ポトス又はこれに類するもの）
 - Mサイズ（60 cm～120 cm）：3 5 鉢（ホンコンカボック又はこれに類するもの）
 - Lサイズ（130 cm～180 cm）： 4 鉢（ソングオブジャマイカ又はこれに類するもの）
6. 納入場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎
7. 設置場所 市川市役所第1庁舎内で市川市が指定するところ
8. 賃貸借期間満了後について
賃貸借期間の満了後、市川市から指示があった場合には、賃貸人の負担により賃貸借物件の全てを撤収すること。
9. 秘密の保持
賃貸人は、この作業によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様である。
10. 権利義務の譲渡の禁止
この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。
11. その他
 - （1）本仕様、図面の定めがない事項については、逐次、市川市、賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
 - （2）契約の履行上疑義が生じた場合には、市川市と協議の上、その指示に従うこと。
 - （3）搬入、搬出は、窓口や市民の活動に影響のない時間帯に安全に行うこと。
また、その際には、発注者に事前に連絡し、入館立ち入り等の許可を取ること。
 - （4）設置完了時に、設置状況の写真及び植栽一覧表を提出すること。
 - （5）毎月2回のメンテナンス（剪定・葉の洗浄・水遣り・病虫害予防など）を行い、枯れ、虫食い等が生じた観葉植物は、交換を実施すること。
また、搬入、搬出、メンテナンスに伴うゴミなどは、賃貸人が持ち帰ること。